

第2回教育研究評議会議事要録

- 1 日 時 平成16年 4 月 1 日 (木) 11:45～12:07
- 2 場 所 本部棟 2階 「特別会議室」
- 3 出席者 17人 (別紙名簿のとおり)
陪席者 2人 (//)

議事に先立ち、学長から、学長及び理事を構成員として開催した第1回教育研究評議会において、教育研究評議会の構成員として国立大学法人法第21条第2項第3号で定める「教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者」及び同項第4号で定める「その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員」が、それぞれ決定したことを受け、全構成員による第2回目の教育研究評議会を開催する旨の説明があった。

また、学長から、オブザーバーとして中野監事、長地監事が陪席する旨の説明があった。

引き続き、学長から各評議員の紹介があり、続いて事務局長から陪席する事務職員の紹介があった。

4 議 題

(1) 学則及び諸規則等の制定について

学長から、資料1-3に基づき国立大学法人鳴門教育大学教育研究評議会規則(案)について説明があり、審議の結果、原案どおりこれを承認した。

引き続き、学長(補足説明 関評議員(事務局長))から、学則及び諸規則等の制定について、資料1、資料1-2、資料2から資料3-3及び資料1に記載された諸規則等案(別冊資料)に基づき説明があり、審議の結果、原案どおりこれを承認した。

なお、これらの学則及び諸規則等案については、第1回経営協議会の審議を経た後、第2回役員会の審議を経た後、決定する旨、学長から説明があった。

(2) 経営協議会の学外委員について

学長から、資料2、資料4及び参考資料に基づき、国立大学法人法第20条第2項第3号及び国立大学法人鳴門教育大学経営協議会規則(案)第2条第4号で定める経営協議会の学外委員は、菴谷利夫氏ほか5人(資料4参照)とすることについて提案説明があり、審議の結果、原案どおりこれを承認した。

(3) 学長選考会議委員の選出について

学長から、教育研究評議会評議員名簿、資料3及び参考資料に基づき、国立大学法人法第12条第2項第2号及び国立大学法人鳴門教育大学学長選考会議規則(案)第2条第4号の規定により、教育研究評議会評議員のうちから学長選考会議委員として、山下一夫第1部部長、向井清第2部部長、西村宏センター部長及び関志朗事務局長の4人を選出することについて提案説明があり、審議の結果、原案どおりこれを承認した。

議題(4)の審議に先立ち、学長から、議題(4)及び議題(5)については一括審議とする旨の説明があった。

(4) 中期目標原案(意見)について

(5) 中期計画案及び年度計画について

学長(補足説明 関評議員(事務局長))から、本学の中期目標原案、中期計画(案)及び年度計画(案)について、資料5及び資料6に基づき説明があり、審議の結果、原案どおりこれを承認した。

なお、これらの案については、本会議後、第1回経営協議会の審議及び第2回役員会の審議を経た後、決定する旨、学長から説明があった

(6) 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の設置及び運営に関する構成国立大学法人間協定書等の締結について

学長から、資料7から資料7-4に基づき、国立大学法人化後の兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科を構成する4大学間の協定書等を新たに締結することについて説明があり、審議の結果、原案どおり協定書等を締結することを承認した。

なお、本案については、本会議後、第1回経営協議会及び第2回役員会の審議を経た後、決定する旨、学長から説明があった。

5 報告事項

(1) 議長を代行する理事の指名について

学長から、国立大学法人鳴門教育大学教育研究評議会規則（案）第5条第3項で定める「あらかじめ学長が指名した理事」として、田中雄三理事を指名した旨の報告があった。

○ 次回の教育研究評議会は、4月14日（水）の13時10分から開催することとした。

なお、評議員からの質疑を受け、教育研究評議会においては評議員の代理出席は不可であること及び各月の第2水曜日を定例開催日とすることを確認した。